

平成22年12月24日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ホ)第160号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・宮崎地方裁判所日南支部平成21年(ワ)第129号)

口頭弁論終結日 平成22年10月27日

判 決

控 訴 人

上記訴訟代理人弁護士

檜 八 重

真

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

被控訴人三洋信販株式会社訴訟承継人

プロミス株式会社

上記代表者代表取締役

久 保

健

上記訴訟代理人弁護士

井 上

正

義

同

渡 辺

洋

祐

同

安 原

伸

人

同

安 孫 子

健

輔

同

光 安

正

哉

主 文

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、29万3426円及びこれに対する平成22年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、2項に限り仮に執行することができる。
- 5 なお、原判決主文1項は、控訴人の請求の減縮により失効している。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、29万3426円及びこれに対する平成22年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

第2 事案の概要

以下、略称については、原判決のそれに従う。

1 請求、争点及び各審級における判断の概要

本件（平成21年12月28日訴え提起）は、控訴人が、貸金業者である被控訴人との間の金銭消費貸借契約に基づいてした弁済について、利息制限法所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（制限超過部分）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被控訴人は過払金の受領が法律上の原因を欠くことを知っていたとして、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金201万8507円及び平成21年12月25日時点での民法704条前段所定の確定利息18万2149円の合計220万0656円並びに上記過払金元金に対する同月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審における争点は、被控訴人が悪意の受益者といえるかであり、被控訴人は、貸金業者が返済期間等を17条書面に記載すべき義務を免れないとする平成17年12月15日の最高裁判決、契約番号等で明示することで貸金業法18条1項1号ないし3号（契約年月日、貸付けの金額等）の事項の記載に代えることができるとする改正前の同法施行規則15条2項の規定を違法、無効とし、期限の利益喪失特約の下での支払は任意性を欠くとする平成18年1月13日の最高裁判決が出るまでは、控訴人に交付していた17条及び18条書面により交付要件を満たすと認識していたことに合理的な根拠があったし、期限

の利益喪失特約の下での取引であっても控訴人の自由な意思に基づいて利息が支払われたものと信じたことはやむを得ず、平成19年7月13日の最高裁判決を前提にしても、被控訴人には法43条1項の適用があると認識したことがやむを得ないといえる特段の事情があったなどと主張する。

原判決（平成22年6月4日言渡し）は被控訴人の主張を採用し、同人が過払金元金につき悪意の受益者として利息の支払義務を負うのは平成18年1月14日からであるとして、控訴人の請求を190万6419円及びうち過払金元金175万9825円に対する平成21年11月29日から支払済みまで民法所定の遅延損害金を認める限度で認容し、その余の請求を棄却した。

これに対し、控訴人が敗訴部分について本件控訴に及んだものであるが（なお、当審における請求額は、原判決の認容額が支払われたことから、控訴の趣旨第2項のとおり減縮されている。）、当審は、原判決と異なり、被控訴人は悪意の受益者に該当し、控訴人の主張に係る過払利息を支払うべきものと判断し、原判決を主文のとおり変更するものである。

2 争いのない事実等、争点及び争点に関する当事者の主張

この点は、原判決8頁7行目と8行目の間に「なお、被控訴人は平成22年7月1日、195万9213円を控訴人に支払った。これに伴い、被控訴人が控訴人に支払うべき過払金の残元金は本判决別紙利息計算書のとおり、29万3426円となる。」を加え、10行目の「再計算すると、」から11行目末尾までを「再計算すべきであり、控訴人の主張は争う。」に改めるほかは、原判決2頁14行目から8頁11行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 本件のように制限利率を超過する利息契約がなされた場合、制限超過部分には無効となるが、貸金業者については、法43条1項が適用される場合に限って有効なみなし弁済として受領が許される。そうすると、同項の適用がない場

合、貸金業者は、制限超過部分が貸付残元金に充当され、残元金が完済されて過払いが生じた場合には、これを不当利得として借主に返還すべきことを十分に認識しているというべきである。そして、制限超過利息の受領がいわゆるみなし弁済と認められない場合、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有し、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえるだけの特段の事情がない限り、民法704条にいう悪意の受益者と推定される（最高裁判所平成19年7月13日第2小法廷判決）。

2(1) そして、やむを得ないといえる特段の事情があったといえるかについては、具体的に行われた個々の取引について、法43条1項の適用要件のうちいかなる点の要件充足性が認められないが故に同項の適用が認められないものか、このように要件充足性が認められない点があるにもかかわらず、当該貸金業者が法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったのはいかなる根拠に基づくものなのか、そしてその根拠とするところが相当数の裁判例や有力な見解により裏付けられていたなど合理的なものであったといえるのかといった点が重要な判断要素となる。

(2) この点、本件取引においては、法43条1項の適用に関し、以下の点を指摘することができる。

ア 本件取引のうち店頭取引について、被控訴人が控訴人から各弁済を受ける都度、いわゆる18条書面を交付していたか、仮に書面交付があったとして、それが18条書面として法定の記載事項を充足していたかを確認することができない。具体的に指摘すると、乙3号証によれば、平成4年6月19日、同年9月28日、同年12月10日、平成5年7月12日、平成6年4月19日に、店頭取引によって控訴人から被控訴人に各弁済がなされていることが確認できるが、関係各証拠を検討しても、この際に被控訴人から控訴人に18条書面が交付されたかどうかは不明である。

また、乙3号証によれば、被控訴人が、初回取引日（平成4年2月7日）

や同年6月19日には銀行振込により、同年12月10日や平成6年4月19日には店頭取引により、控訴人に金員を貸し付けていることが確認できるが、関係各証拠を検討しても、この際に被控訴人から控訴人に17条書面が交付されたかは不明である。

そうすると、本件取引のうち、店頭取引や振込取引に係る上記の各取引については法43条1項の適用が認められず、制限超過部分の利息支払は元本に充当されることになる。

イ 次に、本件取引のうちATMによる取引については、被控訴人が控訴人に交付した書面の再現として乙4号証（カードご利用明細書）が提出されている。これらの書面にある今回残高や利息は、いずれもそれまでの一連の取引にみなし弁済の適用があることを前提に計算した結果の金額が記載されたものである。しかしながら、前述のとおり、ATM取引以前に行われたであろう店頭取引や振込取引に係る弁済についてはみなし弁済が認められないのであるから、乙4号証に記載されている各明細書の今回残高や利息は真実の充当関係を記載したものとはいえない。そして、貸金業法において18条書面の交付が要求されるのは、債務者において自己の弁済した金員が利息にいくら充当され、残元金がいくらになったかをきちんと把握できるようにするためであるから、みなし弁済が認められないのにこれが認められたとして充当計算をし、真実と異なる充当関係を記載した書面を受取証書として交付したとしても、これをもって18条書面の交付があったとはいえない。

そうすると、本件取引のうち、ATM取引に係る弁済についても法43条1項の適用は認められない。

ウ 以上のとおり、本件取引における控訴人の各弁済について法43条1項の適用は認められない。そして、関係各証拠を検討しても、これらの点について、被控訴人がいかなる根拠に基づいて法43条1項の適用があると

の認識を有するに至ったものか、その根拠が合理性を有するものかを確認することができない。

したがって、被控訴人が本件取引において法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情があったとは認められず、被控訴人は、控訴人から受領した各弁済に伴って生じた過払金につき、法律上の原因がないことを知りながらこれを取得した者、すなわち民法704条にいう悪意の受益者であると推定するのが相当である。

- 3 以上によれば、本件取引で被控訴人が収受した制限超過部分を利息制限法に基づいて引き直した過払金やこれに伴う過払利息についての充当計算は控訴人の主張どおりとなる。そうすると、現時点において被控訴人が支払うべき過払残元金は本判決別紙利息計算書のとおり29万3426円となり、これに併せて、最終支払日の翌日である平成22年7月2日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うべきである。

第4 結 論

よって、当裁判所の上記判断と異なる原判決は一部失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決中控訴人の敗訴部分を取り消した上、控訴人の当審における減縮後の請求を全部認容することとし、なお、原判決主文1項は当審における請求の減縮によって当然にその効力を失っているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 横 山 秀 憲

裁判官 川 崎 聡 子

裁判官 空 閑 直 樹

利息計算書

1 / 7

残元金	未収利息	合計	貸金業法第14条の期間で計算をしない		引き直し計算の利率は 利限法	
			半年計算をする	過払金に対し利息計算をする	過払金に對する利率	5%
-293,426		-293,426	半年計算をする	過払金に對する利率	過払金に對する利率	5%
借入金額が10万・100万円以上になったときにも利率を変更する						
番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		引直計算
				自	至	
1	H4.2.7	200,000				元入金
2	H4.2.27		10,000	H4.2.8	~ H4.2.27	利息
3	H4.3.27		10,000	H4.2.28	~ H4.3.27	繰越利息等(累計)
4	H4.4.27		10,000	H4.3.28	~ H4.4.27	元入金
5	H4.5.27		10,000	H4.4.28	~ H4.5.27	利息
6	H4.6.19		3,230	H4.5.28	~ H4.6.19	繰越利息等(累計)
7	H4.6.19	123,238		H4.6.20	~ H4.6.19	元入金
8	H4.6.30		10,000	H4.6.20	~ H4.6.30	利息
9	H4.7.27		10,000	H4.7.1	~ H4.7.27	繰越利息等(累計)
10	H4.8.27		10,000	H4.7.28	~ H4.8.27	元入金
11	H4.9.28		10,000	H4.8.28	~ H4.9.28	利息
12	H4.10.28		10,000	H4.9.29	~ H4.10.28	繰越利息等(累計)
13	H4.11.27		10,000	H4.10.29	~ H4.11.27	元入金
14	H4.12.10		2,859	H4.11.28	~ H4.12.10	利息
15	H4.12.10	123,180		H4.12.11	~ H4.12.10	繰越利息等(累計)
16	H4.12.29		16,000	H4.12.11	~ H4.12.29	元入金
17	H5.1.27		16,000	H4.12.30	~ H5.1.27	利息
18	H5.3.2		16,000	H5.1.28	~ H5.3.2	繰越利息等(累計)
19	H5.3.31		16,000	H5.3.3	~ H5.3.31	元入金
20	H5.4.23	29,000		H5.4.1	~ H5.4.23	利息
21	H5.5.7		16,000	H5.4.24	~ H5.5.7	繰越利息等(累計)
22	H5.6.4		16,000	H5.5.8	~ H5.6.4	元入金
23	H5.6.8	12,000		H5.6.5	~ H5.6.8	利息
24	H5.7.12		16,000	H5.6.9	~ H5.7.12	繰越利息等(累計)
25	H5.8.19		16,000	H5.7.13	~ H5.8.19	元入金
26	H5.9.16		16,000	H5.8.20	~ H5.9.16	利息
27	H5.9.18	15,000		H5.9.17	~ H5.9.18	繰越利息等(累計)
28	H5.10.26		16,000	H5.9.19	~ H5.10.26	元入金
29	H5.12.1		16,000	H5.10.27	~ H5.12.1	利息
30	H5.12.8	8,000		H5.12.2	~ H5.12.8	繰越利息等(累計)
31	H6.1.5		16,000	H5.12.9	~ H6.1.5	元入金
32	H6.2.12		16,000	H6.1.6	~ H6.2.12	利息

利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		期間 日数	利率 % 日割	利息制限 率	利息 等(累計)	算		過払利息計算		残元金 (-)は過払 イ残元金	番号
				自	至					元金入金 額	繰上利息 等(累計)	利率5%, 円未満四捨五入	利息 初日利息		
33	H6.2.15	9,000		H6.2.13	~	H6.2.15	3	18.00%	449	449				312,589	33
34	H6.3.24		16,000	H6.2.16	~	H6.3.24	37	18.00%	5,703		9,848			302,741	34
35	H6.4.19		8,189	H6.3.25	~	H6.4.19	26	18.00%	3,881		4,308			298,433	35
36	H6.4.19	103,538		H6.4.20	~	H6.4.19		18.00%						401,971	36
37	H6.5.26		20,000	H6.4.20	~	H6.5.26	37	18.00%	7,334		12,666			389,305	37
38	H6.6.27		20,000	H6.5.27	~	H6.6.27	32	18.00%	6,143		13,857			375,448	38
39	H6.7.29		20,000	H6.6.28	~	H6.7.29	32	18.00%	5,924		14,076			361,372	39
40	H6.8.6	20,000		H6.7.30	~	H6.8.6	8	18.00%	1,425	1,425				381,372	40
41	H6.9.4		20,000	H6.8.7	~	H6.9.4	29	18.00%	5,454		13,121			368,251	41
42	H6.9.13	5,000		H6.9.5	~	H6.9.13	9	18.00%	1,634	1,634				373,251	42
43	H6.10.7		20,000	H6.9.14	~	H6.10.7	24	18.00%	4,417		13,949			359,302	43
44	H6.11.11		20,000	H6.10.8	~	H6.11.11	35	18.00%	6,201		13,799			345,503	44
45	H6.12.16		20,000	H6.11.12	~	H6.12.16	35	18.00%	5,963		14,037			331,466	45
46	H7.1.23		20,000	H6.12.17	~	H7.1.23	38	18.00%	6,211		13,789			317,677	46
47	H7.2.28		20,000	H7.1.24	~	H7.2.28	36	18.00%	5,639		14,361			303,316	47
48	H7.3.15	30,000		H7.3.1	~	H7.3.15	15	18.00%	2,243	2,243				333,316	48
49	H7.4.4		20,000	H7.3.16	~	H7.4.4	20	18.00%	3,287		14,470			318,846	49
50	H7.5.10		20,000	H7.4.5	~	H7.5.10	36	18.00%	5,660		14,340			304,506	50
51	H7.6.14		20,000	H7.5.11	~	H7.6.14	35	18.00%	5,255		14,745			289,761	51
52	H7.6.26	20,000		H7.6.15	~	H7.6.26	12	18.00%	1,714	1,714				309,761	52
53	H7.7.19		20,000	H7.6.27	~	H7.7.19	23	18.00%	3,513		14,773			294,988	53
54	H7.8.2	7,000		H7.7.20	~	H7.8.2	14	18.00%	2,036	2,036				301,988	54
55	H7.8.23		20,000	H7.8.3	~	H7.8.23	21	18.00%	3,127		14,837			287,151	55
56	H7.9.16	6,000		H7.8.24	~	H7.9.16	24	18.00%	3,398	3,398				293,151	56
57	H7.9.28		20,000	H7.9.17	~	H7.9.28	12	18.00%	1,734	1,734	14,868			278,283	57
58	H7.10.28	5,000		H7.9.29	~	H7.10.28	30	18.00%	4,117	4,117				283,283	58
59	H7.11.2		20,000	H7.10.29	~	H7.11.2	5	18.00%	698	698	15,185			268,998	59
60	H7.11.15	7,000		H7.11.3	~	H7.11.15	13	18.00%	1,718	1,718				275,098	60
61	H7.12.11		20,000	H7.11.16	~	H7.12.11	26	18.00%	3,527	3,527	14,755			260,343	61
62	H8.1.4	4,000		H7.12.12	~	H8.1.4	24	18.00%	3,079	3,079				264,343	62
63	H8.1.17		20,000	H8.1.5	~	H8.1.17	13	18.00%	1,690	1,690	15,231			249,112	63
64	H8.2.22		20,000	H8.1.18	~	H8.2.22	36	18.00%	4,410	4,410	15,590			233,522	64
65	H8.3.11	11,000		H8.2.23	~	H8.3.11	18	18.00%	2,067	2,067				244,522	65
66	H8.3.29		20,000	H8.3.12	~	H8.3.29	18	18.00%	2,164	2,164	15,769			228,753	66
67	H8.5.7		20,000	H8.3.30	~	H8.5.7	39	18.00%	4,387	4,387	15,613			213,140	67
68	H8.6.12		20,000	H8.5.8	~	H8.6.12	36	18.00%	3,773	3,773	16,227			196,913	68

利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		利率	法	限	直	計		算		過払い利息計算		残元金 (-)は過払い残元金	番号
				自	至					利息	繰越利息等(累計)	元入金	元入金	利率5% 初日利息	利率5% 月末四捨五入		
69	H8.7.19		20,000	H8.6.13	~	H8.7.19	37	37	18.00%	3,583		16,417				180,496	69
70	H8.8.28		20,000	H8.7.20	~	H8.8.28	40	40	18.00%	3,550		16,450				164,046	70
71	H8.10.7		20,000	H8.8.29	~	H8.10.7	40	40	18.00%	3,227		16,773				147,273	71
72	H8.11.8		20,000	H8.10.8	~	H8.11.8	32	32	18.00%	2,317		17,683				129,590	72
73	H8.12.9		20,000	H8.11.9	~	H8.12.9	31	31	18.00%	1,975		18,025				111,565	73
74	H9.1.13		20,000	H8.12.10	~	H9.1.13	35	22	13	18.00%	1,922	18,078				93,487	74
75	H9.2.17		13,000	H9.1.14	~	H9.2.17	35		35	18.00%	1,613	11,387				82,100	75
76	H9.3.21		20,000	H9.2.18	~	H9.3.21	32		32	18.00%	1,295	18,705				63,395	76
77	H9.4.21		20,000	H9.3.22	~	H9.4.21	31		31	18.00%	969	19,031				44,364	77
78	H9.5.22		11,000	H9.4.22	~	H9.5.22	31		31	18.00%	678	10,322				34,042	78
79	H9.6.22		11,000	H9.5.23	~	H9.6.22	31		31	18.00%	520	10,480				23,562	79
80	H9.7.24		11,000	H9.6.23	~	H9.7.24	32		32	18.00%	371	10,629				12,933	80
81	H9.8.24		11,000	H9.7.25	~	H9.8.24	31		31	18.00%	197	10,803				2,130	81
82	H9.9.24		11,000	H9.8.25	~	H9.9.24	31		31	18.00%	32	10,968				-8,838	82
83	H9.10.27		13,000	H9.9.25	~	H9.10.27	33		33			13,000			-39.95	-21,838	83
84	H9.12.1		12,000	H9.10.28	~	H9.12.1	35		35			12,000			-104.70	-33,838	84
85	H10.1.6		13,000	H9.12.2	~	H10.1.6	36		36			13,000			-166.87	-46,838	85
86	H10.2.9		12,000	H10.1.7	~	H10.2.9	34		34			12,000			-218.15	-58,838	86
87	H10.3.13		11,000	H10.2.10	~	H10.3.13	32		32			11,000			-257.92	-69,838	87
88	H10.4.16		12,000	H10.3.14	~	H10.4.16	34		34			12,000			-325.27	-81,838	88
89	H10.5.19		11,000	H10.4.17	~	H10.5.19	33		33			11,000			-369.95	-92,838	89
90	H10.6.22		12,000	H10.5.20	~	H10.6.22	34		34			12,000			-432.40	-104,838	90
91	H10.7.29		13,000	H10.6.23	~	H10.7.29	37		37			13,000			-531.37	-117,838	91
92	H10.8.30		11,000	H10.7.30	~	H10.8.30	32		32			11,000			-516.55	-128,838	92
93	H10.10.1		11,000	H10.8.31	~	H10.10.1	32		32			11,000			-564.77	-139,838	93
94	H10.11.4		12,000	H10.10.2	~	H10.11.4	34		34			12,000			-651.30	-151,838	94
95	H10.12.9		12,000	H10.11.5	~	H10.12.9	35		35			12,000			-727.99	-163,838	95
96	H11.1.11		11,000	H10.12.10	~	H11.1.11	33		33			11,000			-740.64	-174,838	96
97	H11.2.17		13,000	H11.1.12	~	H11.2.17	37		37			13,000			-886.17	-187,838	97
98	H11.3.24		12,000	H11.2.18	~	H11.3.24	35		35			12,000			-900.59	-199,838	98
99	H11.4.27		12,000	H11.3.25	~	H11.4.27	34		34			12,000			-930.75	-211,838	99
100	H11.6.1		12,000	H11.4.28	~	H11.6.1	35		35			12,000			-1,015.66	-223,838	100
101	H11.7.6		12,000	H11.6.2	~	H11.7.6	35		35			12,000			-1,073.20	-235,838	101
102	H11.7.19	88,000		H11.7.7	~	H11.7.19	13		13						-419.99	-158,742	102
103	H11.8.11		15,000	H11.7.20	~	H11.8.11	23		23			15,000			-500.15	-173,742	103
104	H11.9.16		15,000	H11.8.12	~	H11.9.16	36		36			15,000			-856.81	-188,742	104

利息計算

三洋信販機

利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		利率制限 利率 法利率	直引	計		過払い利息計算		残元金 (-)は過払い 元金
				自	至			元金入金 額	繰越利息 等(累計)	利率5%, 円未満四捨五入 利息	初日利息 利息累計 元金入金額	
105	H11.10.22		15,000	H11.9.17	~	H11.10.22	36			930.78	-2,05	-203,742.105
106	H11.11.3	3,000		H11.10.23	~	H11.11.3	12			334.92		-203,371.106
107	H11.11.30		16,000	H11.11.4	~	H11.11.30	27			752.19	-2.19	-219,371.107
108	H12.1.5		15,000	H11.12.1	~	H12.1.5	36	5		1,081.42	-2.05	-234,371.108
109	H12.2.12		16,000	H12.1.6	~	H12.2.12	38	38		1,216.68	-2.19	-250,371.109
110	H12.3.21		16,000	H12.2.13	~	H12.3.21	38	38		1,299.74	-2.19	-266,371.110
111	H12.4.26		15,000	H12.3.22	~	H12.4.26	36	36		1,310.02	-2.05	-281,371.111
112	H12.6.2		15,000	H12.4.27	~	H12.6.2	37	37		1,422.23	-2.05	-296,371.112
113	H12.7.10		16,000	H12.6.3	~	H12.7.10	38	38		1,538.54	-2.19	-312,371.113
114	H12.8.16		20,000	H12.7.11	~	H12.8.16	37	37		1,578.92	-2.73	-332,371.114
115	H12.8.20	10,000		H12.8.17	~	H12.8.20	4	4		181.62		-332,371.115
116	H12.9.21		15,000	H12.8.21	~	H12.9.21	32	32		1,452.99	-2.05	-347,371.116
117	H12.10.26		15,000	H12.9.22	~	H12.10.26	35	35		1,660.93	-2.05	-362,371.117
118	H12.12.2		15,000	H12.10.27	~	H12.12.2	37	37		1,831.66	-2.05	-377,371.118
119	H13.1.7		15,000	H12.12.3	~	H13.1.7	36	29		1,856.91	-2.05	-392,371.119
120	H13.2.12		15,000	H13.1.8	~	H13.2.12	36	36		1,934.98	-2.05	-407,371.120
121	H13.3.22		21,000	H13.2.13	~	H13.3.22	38	38		2,120.56	-2.88	-428,371.121
122	H13.4.28		15,000	H13.3.25	~	H13.4.28	37	37		2,171.20	-2.05	-443,371.122
123	H13.6.3		15,000	H13.4.29	~	H13.6.3	36	36		2,186.49	-2.05	-458,371.123
124	H13.6.5	12,000		H13.6.4	~	H13.6.5	2	2		125.58		-458,371.124
125	H13.7.10		15,000	H13.6.6	~	H13.7.10	35	35		2,197.67	-2.05	-473,371.125
126	H13.8.15		15,000	H13.7.11	~	H13.8.15	36	36		2,334.43	-2.05	-488,371.126
127	H13.9.20		15,000	H13.8.16	~	H13.9.20	36	36		2,408.40	-2.05	-503,371.127
128	H13.10.28		16,000	H13.9.21	~	H13.10.28	38	38		2,620.29	-2.19	-519,371.128
129	H13.12.3		15,000	H13.10.29	~	H13.12.3	36	36		2,561.28	-2.05	-534,371.129
130	H14.1.9		15,000	H13.12.4	~	H14.1.9	37	37		2,708.46	-2.05	-549,371.130
131	H14.2.14		15,000	H14.1.10	~	H14.2.14	36	36		2,709.23	-2.05	-564,371.131
132	H14.3.1	5,000		H14.2.15	~	H14.3.1	15	15		1,159.67		-564,371.132
133	H14.3.23		15,000	H14.3.2	~	H14.3.23	22	22		1,700.84	-2.05	-579,371.133
134	H14.4.27		15,000	H14.3.24	~	H14.4.27	35	35		2,777.81	-2.05	-594,371.134
135	H14.6.3		20,000	H14.4.28	~	H14.6.3	37	37		3,012.57	-2.74	-614,971.135
136	H14.7.9		20,000	H14.6.4	~	H14.7.9	36	36		3,029.77	-2.74	-634,371.136
137	H14.8.13		15,000	H14.7.10	~	H14.8.13	35	35		3,041.50	-2.05	-649,371.137
138	H14.9.18		20,000	H14.8.14	~	H14.9.18	36	36		3,202.38	-2.74	-669,371.138
139	H14.10.24		20,000	H14.9.19	~	H14.10.24	36	36		3,301.01	-2.74	-689,371.139
140	H14.11.29		20,000	H14.10.25	~	H14.11.29	36	36		3,399.64	-2.74	-709,371.140

利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		期	開	平	法	引	直		計		算		過払い利息計算		残元金 (-)は過払 い残元金			
				自	至						利息	利息	繰越利息 等(累計)	元入金 額	利息	利率5%, 円未満四捨五入	利息累計 元入金額					
141	H15.1.4		20,000	H14.11.30	~	H15.1.4	36	36	36	36										-729,371	141	
142	H15.2.9		20,000	H15.1.5	~	H15.2.9	36	36	36	36											-749,371	142
143	H15.3.17		20,000	H15.2.10	~	H15.3.17	36	36	36	36											-769,371	143
144	H15.4.9	50,000		H15.3.18	~	H15.4.9	23		23												-769,371	144
145	H15.4.22		20,000	H15.4.10	~	H15.4.22	13		13												-789,371	145
146	H15.5.28		20,000	H15.4.23	~	H15.5.28	36	36	36	36											-809,371	146
147	H15.7.2		14,000	H15.5.29	~	H15.7.2	35	35	35	35											-823,371	147
148	H15.8.6		15,000	H15.7.3	~	H15.8.6	35	35	35	35											-838,371	148
149	H15.9.11		20,000	H15.8.7	~	H15.9.11	36	36	36	36											-858,371	149
150	H15.10.17		20,000	H15.9.12	~	H15.10.17	36	36	36	36											-878,371	150
151	H15.11.20		20,000	H15.10.18	~	H15.11.20	34	34	34	34											-898,371	151
152	H15.12.19		20,000	H15.11.21	~	H15.12.19	29	29	29	29											-918,371	152
153	H16.1.19		20,000	H15.12.20	~	H16.1.19	31	19	12	12											-938,371	153
154	H16.2.19		20,000	H16.1.20	~	H16.2.19	31	31	31	31											-958,371	154
155	H16.3.9	65,000		H16.2.20	~	H16.3.9	19	19	19	19											-937,052	155
156	H16.3.21		20,000	H16.3.10	~	H16.3.21	12	12	12	12											-957,052	156
157	H16.4.21		20,000	H16.3.22	~	H16.4.21	31	31	31	31											-977,052	157
158	H16.5.24		20,000	H16.4.22	~	H16.5.24	33	33	33	33											-997,052	158
159	H16.6.24		20,000	H16.5.25	~	H16.6.24	31	31	31	31											-1,017,052	159
160	H16.6.27	32,000		H16.6.25	~	H16.6.27	3	3	3	3											-999,696	160
161	H16.7.29		20,000	H16.6.28	~	H16.7.29	32	32	32	32											-1,019,696	161
162	H16.8.26		20,000	H16.7.30	~	H16.8.26	28	28	28	28											-1,039,696	162
163	H16.9.27		20,000	H16.8.27	~	H16.9.27	32	32	32	32											-1,059,696	163
164	H16.10.27		20,000	H16.9.28	~	H16.10.27	30	30	30	30											-1,079,696	164
165	H16.10.27	30,000		H16.10.28	~	H16.10.27															-1,066,866	165
166	H16.11.27		20,000	H16.10.28	~	H16.11.27	31	31	31	31											-1,086,866	166
167	H16.12.25		20,000	H16.11.28	~	H16.12.25	28	28	28	28											-1,106,866	167
168	H16.12.25	19,000		H16.12.26	~	H16.12.25															-1,096,547	168
169	H17.1.25		20,000	H16.12.26	~	H17.1.25	31	6	25	25											-1,116,547	169
170	H17.1.30	7,000		H17.1.26	~	H17.1.30	5	5	5	5											-1,114,969	170
171	H17.2.25		20,000	H17.1.31	~	H17.2.25	26	26	26	26											-1,134,969	171
172	H17.3.28		20,000	H17.2.26	~	H17.3.28	31	31	31	31											-1,154,969	172
173	H17.4.17	16,000		H17.3.29	~	H17.4.17	20	20	20	20											-1,150,929	173
174	H17.5.2		20,000	H17.4.18	~	H17.5.2	15	15	15	15											-1,170,929	174
175	H17.5.2	6,000		H17.5.3	~	H17.5.2															-1,167,297	175
176	H17.5.23		20,000	H17.5.3	~	H17.5.23	21	21	21	21											-1,187,297	176

利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		期限	年率 （年率に 換算する 月率）	法	引	直	計		算		過払い利息計算		残元金 （-）は過払 い残元金	番 号	
				自	至						利息	繰越利息 等(累計)	元金入金 額	元金入金額	利息	利率%			元金入金額
177	H17.6.7	12,000		H17.5.24	~	H17.6.7	15	16								-2,439.65	5,801	-1,181,098	177
178	H17.6.23		20,000	H17.6.8	~	H17.6.23	16	16								-2,588.71	-2,591	-1,201,098	178
179	H17.6.23	8,000		H17.6.24	~	H17.6.23											2,591	-1,195,689	179
180	H17.7.28		20,000	H17.6.24	~	H17.7.28	35	35								-5,732.76	-5,735	-1,215,689	180
181	H17.8.31		20,000	H17.7.29	~	H17.8.31	34	34								-5,662.11	-11,400	-1,235,689	181
182	H17.10.4		20,000	H17.9.1	~	H17.10.4	34	34								-5,755.26	-17,158	-1,255,689	182
183	H17.11.2		20,000	H17.10.5	~	H17.11.2	29	29								-4,988.35	-22,149	-1,275,689	183
184	H17.11.7	28,000		H17.11.3	~	H17.11.7	5	5								-873.76	23,023	-1,270,712	184
185	H17.12.7		20,000	H17.11.8	~	H17.12.7	30	30								-5,222.10	-5,225	-1,290,712	185
186	H18.1.10		20,000	H17.12.8	~	H18.1.10	34	34								-6,011.54	-11,239	-1,310,712	186
187	H18.1.30	13,000		H18.1.11	~	H18.1.30	20	20								-3,590.99	13,000	-1,310,712	187
188	H18.2.13		20,000	H18.1.31	~	H18.2.13	14	14								-2,513.69	-4,346	-1,330,712	188
189	H18.3.20		20,000	H18.2.14	~	H18.3.20	35	35								-6,380.13	-10,729	-1,350,712	189
190	H18.4.18	13,000		H18.3.21	~	H18.4.18	29	29								-5,365.84	13,000	-1,350,712	190
191	H18.4.25		20,000	H18.4.19	~	H18.4.25	7	7								-1,295.20	-4,393	-1,370,712	191
192	H18.5.10	6,000		H18.4.26	~	H18.5.10	15	15								-2,816.53	6,000	-1,370,712	192
193	H18.5.30		20,000	H18.5.11	~	H18.5.30	20	20								-3,755.38	-4,968	-1,390,712	193
194	H18.6.26		20,000	H18.5.31	~	H18.6.26	27	27								-5,143.73	-10,114	-1,410,712	194
195	H18.7.1	16,000		H18.6.27	~	H18.7.1	5	5								-966.24	11,080	-1,405,792	195
196	H18.7.30		20,000	H18.7.2	~	H18.7.30	29	29								-5,584.65	-5,587	-1,425,792	196
197	H18.8.29		20,000	H18.7.31	~	H18.8.29	30	30								-5,859.42	-11,449	-1,445,792	197
198	H18.9.4	15,000		H18.8.30	~	H18.9.4	6	6								-1,188.32	12,637	-1,443,429	198
199	H18.10.2		20,000	H18.9.5	~	H18.10.2	28	28								-5,536.44	-5,539	-1,463,429	199
200	H18.10.17	6,000		H18.10.3	~	H18.10.17	15	15								-3,007.05	6,000	-1,463,429	200
201	H18.10.29		20,000	H18.10.18	~	H18.10.29	12	12								-2,405.64	-4,954	-1,483,429	201
202	H18.11.27		20,000	H18.10.30	~	H18.11.27	29	29								-5,893.07	-10,850	-1,503,429	202
203	H18.12.1	18,000		H18.11.28	~	H18.12.1	4	4								-823.80	11,674	-1,497,103	203
204	H18.12.28		20,000	H18.12.2	~	H18.12.28	27	27								-5,537.23	-5,540	-1,517,103	204
205	H19.1.28		20,000	H18.12.29	~	H19.1.28	31	31								-6,442.49	-11,985	-1,537,103	205
206	H19.2.26		20,000	H19.1.29	~	H19.2.26	29	29								-6,106.30	-18,094	-1,557,103	206
207	H19.3.27		20,000	H19.2.27	~	H19.3.27	29	29								-6,185.75	-24,282	-1,577,103	207
208	H19.4.25		20,000	H19.3.28	~	H19.4.25	29	29								-6,265.20	-30,550	-1,597,103	208
209	H19.5.7	40,000		H19.4.26	~	H19.5.7	12	12								-2,625.37	33,175	-1,590,278	209
210	H19.5.26		20,000	H19.5.8	~	H19.5.26	19	19								-4,139.08	-4,142	-1,610,278	210
211	H19.6.17	10,000		H19.5.27	~	H19.6.17	22	22								-4,852.89	8,995	-1,609,273	211
212	H19.6.26		20,000	H19.6.18	~	H19.6.26	9	9								-1,984.04	-1,987	-1,629,273	212

利息計算書

7 / 7

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		利率	法	引	直	計	算		過払い利息計算		残元金 (-)は過払い残元金	番号		
				自	至						元入金金額	利息	利率5%, 円未満四捨五入	利息累計元入金金額				
213	H19.7.26		20,000	H19.6.27	~	H19.7.26	30					20,000	-6,695.64	-2,74	-8,685	-1,649,273	213	
214	H19.8.28		20,000	H19.7.27	~	H19.8.28	33					20,000	-7,455.62	-2,74	-16,143	-1,669,273	214	
215	H19.9.28		20,000	H19.8.29	~	H19.9.28	31					20,000	-7,088.69	-2,74	-23,234	-1,689,273	215	
216	H19.9.28	30,000		H19.9.29	~	H19.9.28									-23,234	23,234	-1,682,507	216
217	H19.10.25		11,000	H19.9.29	~	H19.10.25	27					11,000	-6,222.97	-1.51	-6,224	-1,693,507	217	
218	H19.11.27		12,000	H19.10.26	~	H19.11.27	33					12,000	-7,655.58	-1.64	-13,881	-1,705,507	218	
219	H19.12.22		11,000	H19.11.28	~	H19.12.22	25					11,000	-6,840.78	-1.51	-19,723	-1,716,507	219	
220	H20.1.26		14,000	H19.12.23	~	H20.1.26	35	26	9			14,000	-8,213.12	-1.92	-27,938	-1,730,507	220	
221	H20.2.26		13,000	H20.1.27	~	H20.2.26	31	31				13,000	-7,328.65	-1.78	-35,268	-1,743,507	221	
222	H20.3.26		12,000	H20.2.27	~	H20.3.26	29	29				12,000	-6,907.34	-1.64	-42,177	-1,755,507	222	
223	H20.4.3	5,000		H20.3.27	~	H20.4.3	8	8					-1,918.59		-44,096	-1,755,507	223	
224	H20.4.25		12,000	H20.4.4	~	H20.4.25	22	22				12,000	-5,276.11	-1.64	-44,374	-1,767,507	224	
225	H20.5.22		11,000	H20.4.26	~	H20.5.22	27	27				11,000	-6,519.49	-1.50	-50,895	-1,778,507	225	
226	H20.6.24		12,000	H20.5.23	~	H20.6.24	33	33				12,000	-8,017.86	-1.64	-58,914	-1,790,507	226	
227	H20.7.29		15,000	H20.6.25	~	H20.7.29	35	35				15,000	-8,561.17	-2.05	-67,477	-1,805,507	227	
228	H20.8.29		15,000	H20.7.30	~	H20.8.29	31	31				15,000	-7,646.27	-2.05	-75,125	-1,820,507	228	
229	H20.9.28		12,000	H20.8.30	~	H20.9.28	30	30				12,000	-7,461.09	-1.64	-82,588	-1,832,507	229	
230	H20.10.27		12,000	H20.9.29	~	H20.10.27	29	29				12,000	-7,259.93	-1.64	-89,850	-1,844,507	230	
231	H20.11.20		10,000	H20.10.28	~	H20.11.20	24	24				10,000	-6,047.56	-1.37	-95,899	-1,854,507	231	
232	H20.12.24		14,000	H20.11.21	~	H20.12.24	34	34				14,000	-8,613.83	-1.91	-104,615	-1,868,507	232	
233	H21.1.27		20,000	H20.12.25	~	H21.1.27	34	7	27			20,000	-8,697.74	-2.73	-113,215	-1,888,507	233	
234	H21.2.27		15,000	H21.1.28	~	H21.2.27	31	31				15,000	-8,019.69	-2.05	-121,237	-1,903,507	234	
235	H21.3.25		15,000	H21.2.28	~	H21.3.25	26	26				15,000	-6,779.61	-2.05	-128,019	-1,918,507	235	
236	H21.4.24		12,000	H21.3.26	~	H21.4.24	30	30				12,000	-7,884.28	-1.64	-135,905	-1,930,507	236	
237	H21.5.26		13,000	H21.4.25	~	H21.5.26	32	32				13,000	-8,462.50	-1.78	-144,369	-1,943,507	237	
238	H21.6.25		12,000	H21.5.27	~	H21.6.25	30	30				12,000	-7,987.02	-1.64	-152,358	-1,955,507	238	
239	H21.7.28		13,000	H21.6.26	~	H21.7.28	33	33				13,000	-8,839.96	-1.78	-161,200	-1,968,507	239	
240	H21.8.25		11,000	H21.7.29	~	H21.8.25	28	28				11,000	-7,550.44	-1.51	-168,752	-1,979,507	240	
241	H21.9.10	20,000		H21.8.26	~	H21.9.10	16	16					-4,338.65		-173,091	-1,979,507	241	
242	H21.9.25		12,000	H21.9.11	~	H21.9.25	15	15				12,000	-4,067.48	-1.64	-157,160	-1,991,507	242	
243	H21.10.28		14,000	H21.9.26	~	H21.10.28	33	33				14,000	-9,002.70	-1.92	-166,165	-2,005,507	243	
244	H21.11.28		13,000	H21.10.29	~	H21.11.28	31	31				13,000	-8,516.54	-1.78	-174,683	-2,018,507	244	
245	H21.12.25			H21.11.29	~	H21.12.25	27	27					-7,465.71		-182,149	-2,018,507	245	
246	H22.7.1	1,959,213		H21.12.26	~	H22.7.1	188	188					-51,983.47		-234,132	-293,426	246	

これは正本である。

平成22年12月24日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 堀口 昭博

